

特集 共生科学再考—ウィズコロナ時代の「共生科学」とは

総論 コロナ禍と「共生を多角的に学問する」

山 脇 直 司

はじめに

21世紀に入ってから各年代の最初の1、2年は、世界を揺るがす大きな悲劇的出来事で始まっている。2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロリズム、2011年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故、そして今年2020年の新型コロナによるパンデミックである。そして、三つの目の我々がいま経験している現在進行中のパンデミックは、世界中の人々の身体的健康のみならず、精神的健康と社会的健康（WHOによる健康の三大要素）を大きな危機にさらし、既存の経済社会システムの大変動をもたらしつつある。

そうした中で「人と人」「人と自然」「人と国際社会」との共生を教育、福祉、環境、国際などの分野で追究する共生科学は、どのような課題を突き付けられているであろうか？この課題は限りなく広くそして重い。「共生科学再考—ウィズコロナ時代の共生科学とは」という主要テーマを掲げた『共生科学研究』No.16では、本学教員がこの広く重い課題と各自それぞれの観点で取り組むことになる。

筆者が繰り返し強調しているように、共生科学は、理念や目標を排除した「価値中立な科学」でもなければ、科学的考察を排除する「イデオロギーやユートピア」でもない。それは、冷静な現状認識を基に「共生社会」実現のための課題を探りつつ、その実現を多角的にめざす学問といえる。その意味で、この学問は最初から「共生社会」という価値的ヴィジョンと切り離せない。この点を踏まえながら、総論に当たる本稿は、筆者が従来構想してきた公共哲学的な観点を具体的に発展させる形で、この課題を論じてみたい¹⁾。

1. 共生のための「人権」と「公共の福祉」の両立 —日本国憲法に基づきつつ、その先に行くヴィジョンへ

現下のパンデミックは、「政府(中央政府、地方政府)が個人の行動をどこまで規制できるか」という問題と、「人命優先による経済活動の抑制の正当化」という問題を提起した。この問題は、共生社会の構成要素として不可欠な「人権」と「公共の福祉」の関連を再考するまたとない機会を与えてくれたように思える。

1) 日本国憲法の意義

世界を見渡すと、コロナ禍への対応は、世界各国でかなり異なっている。一方では、いち早く covid-19 の封じ込めに成功した中国政府のやり方は、人権を無視する強権主義的であり、封じ込めは人民が「滅私奉公」をお上から強いられる形で成し遂げられた。このようなやり方は、民主主義国では許されえない。他方、同じ民主主義国でも、イギリス政府は一時期、「集団免疫 (herd immunity)」によるコロナ禍の克服を提案した²⁾ が、これはそのために生じる犠牲者や社会的弱者を軽視するソーシャル・ダーウィニズム的発想であり、共生社会の理念とは相容れない発想といえる。実際に、WHO のテドロス事務局長は、集団免疫を非倫理的と批判した³⁾。一口に人権といっても、英語では human rights と呼ばれるように複数概念であり、自由権と社会権に大別されるが、中国政府のやり方は人々の自由権の剥奪であり、イギリス政府が一時期掲げた集団免疫政策は、人々の社会権を否定する発想といってよい。

ところで日本人の間でも、「公共の福祉」を功利主義が最高規範とする「最大多数の最大幸福」と解釈しがちな人も少なくないように思われる。しかし、この解釈はアメリカの政治哲学者ジョン・ロールズが的確に批判したように⁴⁾、社会的マイノリティーを切り捨てる危険性を帯びており、インクルーシブ社会をめざす共生社会の理念とは相容れない。すなわち、共生社会を目指す以上、「公共の福祉」は「自由権と社会権の双方とセット」で理解されなければならないのである。その意味で、双方を明記した戦後日本国憲法は、極めて優れている。

自由権に関して日本国憲法は、次のように謳っている。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う (12 条)。「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする (13 条)。「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する (22 条)」。

これらが自由権にかかわる条項であり、今回の事態は、自らが新型コロナに感染することによって、他者に感染させ (他者の人権を侵害し)、ひいてはクラスターを引き起こしかねない (公共の福祉を侵害する) リスクという観点から、「公共の福祉による個人の自由権の制限」が理解されなければならない。そしてこの解釈は、リベラルな憲法学者の間で定説となっている「人権相互の衝突を調整するための原理」としての公共の福祉観とも両立する。

他方、ワイマール憲法発布の際にドイツに滞在していた森戸辰男の GHQ への進言によって生まれたとされる社会権に関わる条項として日本国憲法は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 (25 条)、教育を受ける権利 (26 条)、勤労の権利と義務 (27 条)、勤労者の団結権 (28 条) を謳っている。そして、人々の財産権は、自由権の後ではなく、そうした社会権に続く 29 条に位置し、次のように述べられている。「財産権は、これを侵してはならない。2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる (29 条)」。

この 29 条は、今から数十年前の冷戦時代には、この条項の 3 に、銀行や大企業の公有化

を掲げながら社会主義の実現を目指す左翼政党が依拠していた。旧来の社会主義神話の幻想が終焉した現代では、この条項の第3項こそが、コロナ禍における「政府による私有権制限と休業補償の根拠」とならなければならないはずである。休業によって人々の生活破綻が起らないように、政府は社会権の文脈で財産権を理解し、それに見合った政策を遂行しなければならないのである⁵⁾。

2) 日本国憲法を超えて

もちろん共生社会の追究は、このような消極的ヴィジョンに留まることはできない。すなわち、「公共の福祉」を上述の「人権相互の衝突を調整するための原理」としてのみ理解するリベラルな憲法学者の考えを超えて、「人々の幸福」という積極的な意味で捉え直すならば、共生社会のヴィジョンは、人々によるポジティブ（積極的）な福祉社会の実現の構想へと進まなければならない。すでに政治学者の松下圭一（1929-2015）は、1975年刊行の『市民自治の憲法理論』で、「公共の福祉」はお上が付与するのではなく、市民参加によって構築されていくものという見解を打ち出していた⁶⁾。このような積極的福祉観は、その後の英語圏で展開されたアマルティア・セン（1933-）の各自が自己実現できるような共生世界を構築していくという「公共の福祉」観⁷⁾や、アンソニー・ギデンズ（1938-）の「自律、健康、教育、よき暮らし、進取などの創造」といったポジティブ（積極的）な福祉観⁸⁾を先取りしている。そして筆者の考えでは、このような積極的な「公共の福祉」観は、今や「共通善（common good）」という哲学的理念と、経済学者の宇沢弘文（1928-2014）が考案した「社会的共通資本」という社会経済観の導入によって強化され、「勝ち組と負け組」を分かちような社会観や経済観と対峙しつつ、経済と福祉を統合するヴィジョンへと進まなければならない。

2. 共生のための「経済と福祉」の統合 ——共通善と社会的共通資本のヴィジョン

概念史的にみれば、共通善という言葉の歴史は長いが、筆者はそれを、「広く人々が共有し目指すべき公共的価値・社会観」だと考えている。なぜこの理念が共生社会にとって重要かといえば、それは、上述した「公共の福祉」をさらに前進させる形で、現下の富裕層と貧困層の分断と「勝ち組と負け組」という社会観に対抗し、「経済と福祉」を統合的に捉える包括的な共生社会のヴィジョンを提供するからである。

1) 共通善に基づく共生社会のヴィジョン

ここで、共通善思想を掲げる代表例を二つ援用しながら、経済と福祉を統合するヴィジョンをイメージしてみよう。

現代において共通善という理念で、経済と福祉を統合的に志向する一つの代表例は、世界で11億の信者数を持つカトリック教会の社会教説である。そこでは、社会を成り立たせる

共通善が「家族から経済事業、都市、地域、州、国家に至る諸集団とその構成員がより完全に、より容易に自己の完成を達成することができるような社会生活の諸条件の総体」と定義され、「国家は共通善の実現のために存在し、財貨は万人のためにあるが故に、国家は、特定の人間や階級によって独占されないように市場を制御し、富の分配に努めなければならない」（教皇庁正義と平和協議会『教会の社会教説概要』マイケル・シーゲル訳、カトリック中央協議会 2009 年、164 頁以下）と謳われている⁹⁾。この教説は 1891 年の『レーラム・ノヴァールム』に由来し、当時はカトリック教徒のためのメッセージであったが、現在ではすべての善意ある人に向けられた社会観となった。

実際に、次に導入する社会的共通資本の提唱者である宇沢弘文がこの社会観との親和性を述懐しているように、それは、特定の宗教内の思想ではなく、宗派を超えた普遍的な一つの共生社会観としてのメッセージ性を有している。このヴィジョンは、「人間の完成（自己実現）のための共通善」の実現を国家目的としている点で、アリストテレスの政治哲学やトマス・アクィナスの社会哲学を継承するものであり、勝ち組と負け組を是とし、経済を人々の福祉と切り離す社会観（新自由主義や社会ダーウィン主義）と真っ向からぶつかる。ちなみに、アメリカの反体制的知識人であるノーム・チョムスキー（1928-）は、1990 年代に、格差を助長するアメリカ型の資本主義に抗して、格差が少なく中間層の厚い社会（共同体）を理想とする「危険なアリストテレス主義」を提唱していることにも触れておきたい¹⁰⁾。

他方、勝ち組と負け組に分かつような優勝劣敗の社会観に抗して「共通善」を政治的理念として持ち出す論客として、アメリカの著名な公共哲学者マイケル・サンデル（1953-）が挙げられよう。彼は、近著『能力（主義）の横暴——共通善はどうなるのか？』で、現在のアメリカで、能力の優劣によって「勝ち組」と「負け組」を分かつ能力主義が、社会的弱者を蔑む価値観をはびこらせ、共通善を目指して人々が連帯するような公共心を喪失させていると警鐘を鳴らす。サンデルによれば、人生の成功の多くは「他者や運」に負っているものであり、その点を忘れると、失敗者を見下す態度や風潮が生まれ、社会的強者によるヒュブリス（傲慢）と弱者の屈辱感がはびこり、分断社会が加速する¹¹⁾。この事態を打破するためには、すべての労働者や仕事に敬意を抱きつつ、コミュニティの中で何がみんなにとって善いものなのかを、市民同士の公共的な対話や議論によって決めていく「共通善の政治・政策」が不可欠である。サンデルにとって、コミュニティの中で人々が共に生きるための倫理的理想としての共通善を志向・思考することによってこそ、コロナ禍を乗り越えるための人々の連帯が可能になるのであり、エリートと非エリートを分かち、成功者（勝ち組）と失敗者（負け組）を差別する能力主義では、コロナ禍とそれがもたらした分断を乗り越えることは困難である¹²⁾。

さらに特筆すべきは、彼はこの書の刊行後に行われたインタビューのなかで、そういう能力主義が支配する限り、トランプ大統領に代わってバイデンが政権を担っても、アメリカ社会の分断化は終わらないと述べていることである¹³⁾。サンデルのこの見解は、教養あるエリート知識人や大新聞のジャーナリストが上から目線でトランプ支持者やポピュリズムを批判するだけでは、共生社会の実現は困難であるばかりか、共生社会実現のためには逆効果とすら

なりうることを指摘している点で、正鵠を射ているといえよう。

2) 社会的共通資本に基づく共生社会のヴィジョン

さて筆者が思うに、経済と福祉が統合された共生社会の実現のためには、政治学的見解のみならず、より具体的な経済社会観が不可欠である。筆者はその手がかりを、日本の著名な経済学者であった宇沢弘文の社会的共通資本という考え方（ヴィジョン）に求めてみたい。

上述したように、宇沢は冷戦大戦終了後に教皇ヨハネ・パウロ2世に呼ばれて講演し、信者でもないのに教皇と意気投合したことを述懐している¹⁴⁾。それは、宇沢の社会的共通資本が期せずして上述したカトリックの共通善思想と大いに見合うものだからだといってよい。宇沢のいう社会的共通資本とは、「一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置」を意味し、具体的には大気、森林、河川、水、土壌などの「自然環境」、道路、交通機関、上下水道、電力・ガスなどの「社会的インフラ」、教育、医療、司法、金融制度などの「制度資本」から成る。そしてそれは、国家に管理されたり、利潤追求の対象として市場に委ねられたりしてはならず、それぞれの分野における職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規律に従って管理・運営される¹⁵⁾。

このような宇沢の考えは、冷戦下の「資本主義VS社会主義」を超えるヴィジョンとして、20世紀末に打ち出されたものであるが、20年後の今日、特にコロナ禍の現在、すぐれて現実味を帯びたヴィジョンとなった。宇沢はまた高等教育の在り方として、既存の専門主義を超えたりベラルアーツ中心の大学の復権を唱えており、それは共生科学部の理念と強い親和性を持つといえよう。

3) そして、活私開公と無私開公の協働によるシナジー効果

筆者はここで、以上の共通善および社会的共通資本と、筆者が久しく唱えてきた「活私開公（かっしかいこう）」と「無私開公（むしかいこう）」的なライフスタイルの協働による共生社会の実現という思想とをリンクさせてみたい¹⁶⁾。「活私開公」とは、「私という各個人を活かしながら（エンパワーしながら）、人々の公共活動を開花させ、政府の公的活動を公共の福祉のために方位づける」ことを意味し、民主主義国家の主権者たる市民の理想的なライフスタイルといえる。他方、「無私開公」は、「私利私欲のない無私で、粛々ないし淡々と公共活動や公共の福祉を開花させるライフスタイル」を意味し、これは特に、社会的共通資本の管理運営を担う人々（教師、医療関係者、公務員、など）に要求されるライフスタイルといってよい。この双方のライフスタイルの協働とシナジー効果によって、共通善と社会的共通資本を担い支える一般市民と職業的専門家が、コロナ禍の中で集団主義や自己犠牲に陥ることなく、自らの内発的公共心やモチベーションを高め、コロナ禍を乗り越える共生社会の実現に寄与することができるであろう。

3. 共生のための「国際的連帯」意識の推進——グローバルな意識と活動の意義

1) 「SDGs」VS「脱成長（ラトウーシュ）」？

さて幾多の議論を経て2015年に国連総会で採択されたSDGs（持続的開発目標）は、上述した宇沢の社会的共通資本の国際版かと思わせるような次の項目から成り立っている。

1) 貧困をなくそう 2) 飢餓をゼロに 3) すべての人に保健と福祉を 4) 質の高い教育をみんなに 5) ジェンダー平等を実現しよう 6) 安全な水とトイレを世界中に 7) エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 8) 働きがいも経済成長も 9) 産業と技術革新の基盤をつくろう 10) 人や国の不平等をなくそう 11) 住み続けられるまちづくりを 12) つくる責任つかう責任 13) 気候変動に具体的な対策を 14) 海の豊かさを守ろう 15) 陸の豊かさを守ろう 16) 平和と公正をすべての人に 17) パートナリーシップで目標を達成しよう。

これらは全体として散漫な印象を受けるが、強いてそれを問題群に分けると、貧困（1,2）、環境（6,7,11,12,13,14,15）、人権（3,4,5,10,16）という群に大別できるように思われる。

さて、このようなヴィジョンに対して、日本では最近マルクス主義の影響を受けた若手の脱成長論者である斎藤幸平（1987-）が「SDGsは大衆のアヘン」というラジカルな批判を唱えており注目されているが¹⁷⁾、ここでは同じ脱成長論者でもアリストテレスの公共哲学（倫理学と政治学）や自立的共生（conviviality）論者のイヴァン・イリイチ（1926-2002）から大きな影響を受けた世界的に著名な脱成長論者のセルジュ・ラトウーシュ（1940-）の批判を取り上げてみよう。彼は、すでに20年近く前からsustainable development（持続可能な開発）という用語を一貫して語義矛盾とみなし、批判し続けている¹⁸⁾。彼の批判は、彼が自立的共生社会の実現を目的としている以上、共生科学にとって軽視できず、中には貴重な見解も含まれるので、ここで重要な論点をかいつまんで述べれば次のようになる。

ラトウーシュによれば、地球の持続可能性（sustainability）という考えは、経済成長と相容れないばかりか、開発（development）という理念とも相容れない。持続可能性という概念は、哲学者のハンス・ヨナス（1903-1993）が強調した「未来世代への責任倫理」に関わる概念であり、開発は近代産業主義の特質に関わる原理で、双方は齟齬をきたすからである¹⁹⁾。特に、資本主義国主導の開発推進では、地球の生態系の負荷をますます増大させ、地球の再生産能力の持続を不可能にするだけである。したがって、今必要なのは「ポスト・開発」時代の戦略であり、人々が節度ある豊かさを享受できるような脱成長社会へと導く「経済の再ローカリゼーション」である。それは、余暇、保健衛生、教育、環境、住居、対人サービスなどが生活の受け皿である小規模地域レベルで管理運営される体制の構築を意味し、そのための、世界貿易機関（WTO）に代わって、「グローバルにローカルを保護する」ような「世界ローカリゼーション機関（WLO）」が樹立されなければならない²⁰⁾。

では、このような彼の批判と対抗ヴィジョンを、共生のための国際的連帯という観点からどう受け止めるべきであろうか？ ラトウーシュに従って、SDGsの意義を拒否すべきであろうか？ 筆者は必ずしもそう思わない。むしろ、ラトウーシュの構想をも包摂するような形でSDGsを批判的に解釈し直す（改釈する）ことによって、国際的連帯意識を多様な形で

推進するのが望ましいと思う。

2) SDGsの批判的解釈と実践への道

筆者は先にSDGsを、貧困、環境、人権の分野に大別した。それらはラトウーシュが忌諱する開発という概念と両立するであろうか？ 17項目を見ると、経済成長を謳った項目は、(8)に記された「働きがいも成長も」であり、(9)の「産業と技術革新の基盤をつくろう」も内容次第では、地球環境の持続に逆行するような開発計画に導きかねない危うさを秘めている。しかし他方、貧困、環境、人権に関わる14項目は、経済成長や経済開発という前提なしにでも実現可能な目標ではないだろうか。実際にコロナ禍では、世界中が経済成長どころか経済破綻の危機に陥っていることをみれば、喫緊の課題は、成長や開発ではなく貧困問題、環境問題、人権問題と取り組むための国際的連帯なはずである。そしてどうしても開発という概念を手放したくない場合は、経済開発の目的を「人間の自己実現のための手段」とみなしたアマルティア・セン(1932-)の思想²¹⁾に従って、その目的と相容れない開発政策は拒否されると考えるべきであろう。また、コロナ禍の現在では、センと緒方貞子(1927-2019)をトップとして発足した国家を超えて取り組む「人間の安全保障」という考えが諸項目を貫く理念として取り入れられるべきであろう²²⁾、さらに開発されてはならない事柄としての諸兵器、特に核兵器の廃絶が、目標の中に取り入れられるべきであろう²³⁾。

総じて言えば、withコロナとafterコロナの時代において、SDGs(持続可能な開発目標)はSSGs(Sustainable Society or Social Goals, 持続可能な社会目標)と解釈した方が全体の意義をよりよく理解できると筆者は考えたい。そうした解釈の下で、SDGsないしSSGsを、トランスナショナルな共生社会実現へ向けての国際的連帯のために、場合によっては内的矛盾を批判するような「議論のたたき台のプラットフォーム」として活用するのが、適切に思われる。その際に留意すべきは、各国や各地域が置かれた多様性の視点であり、地球全体というマクロの視点と多様性の中で活動するミクロの視点の統合である。実際に、コロナ禍を踏まえて執筆・刊行された南博、稲葉雅紀の『SDGs——危機の時代の羅針盤』(岩波新書)では、SDGsのD(発展)という側面は強調されず、S(持続可能性)という側面が全面的に出され、経済成長に関わる(8)と(9)の項目も、失業者をなくするような雇用問題という観点から捉えられており²⁴⁾、特に日本での重要な課題として、国内的視野に限られた企業人や労働者のローカルな意識をグローバルな課題へと向けさせる触媒的役割をSDGsに求めている²⁵⁾。

筆者はかねてから、グローバリズムとローカリズムの二項対立を超える「グローバルな公共哲学」を提唱・発展させてきた²⁶⁾が、この論点でも「グローバルな意識や活動」が不可欠なように思われる。筆者がいうグローバルな活動・意識とは、「各自が置かれた現場や地域に即しながら、グローバルな視野を持って、現下で起こっている公共的問題と取り組む」活動や意識を意味する。そうした考え方は、かつてのNGOが唱えた「グローバルに考え、ローカルに行動せよ」という標語に対応するのみならず、各自の多様な「自己-他者-公共世界」理解を進化・深化させる存在論的な基盤となろう²⁷⁾。そしてそれはまた、上述した南と稲葉が強調するように、SDGsないしSSGsを通して国民意識に埋没した日本の企業人や労働

者をグローバルな公共意識と連結させるための、実践的視座を提供することができるだろうし、ひいてはラトゥーシュが構想する「世界ローカリゼーション機関」の樹立のためのエートスにもなりうるだろう。そして付言すれば、星槎グループが親交を深めているブータン国のGNH（国民総幸福量）という概念を改めて評価・検討する確固とした地盤が得られるように思われる²⁸⁾。

おわりに——共感共生教育の意義

以上、限られた紙面で、コロナ禍もしくはコロナ禍以降の共生の在り方を多角的に考えてみた。

思うに、これらの課題と取り組む力を培うことは、「自分の身をできるだけ他者に置いて対応する」という意味で星槎大学が掲げる共感共生教育（エンパシーの教育）の大きな使命である。中でも、「公共的感情（public sentiment）」と「公共的实践理性（public practical reason）」と「公共的想像力（public imagination）」の統合は、重要な使命と言ってよい。公共的感情は、私的（プライベート）な感情と違って、「他者と分かち合うことのできる感情」を意味し、中でも「支援したい（助けたい）」という深い思いやり」を意味するコンパッションは極めて重要である。そして、それを実践と結びつけるための「状況に応じた冷静な分析と判断」という意味での公共的实践理性、さらに、「他者と分かち合えるイメージの喚起力」を意味する「公共的想像力（パブリック・イマジネーション）」、以上の三つの統合が共感共生教育を通して企てられなければならない²⁹⁾。コロナ禍の中で、そうした教育に後押しされて、多角的な次元から成る共生科学を担う主体が培われることを願って、この小論を終えることにしたい。

補 注

- 1) 編集部から当初提案されたタイトルは、『コロナ禍と「共生を科学する」ということ』であったが、「科学する」という表現は曖昧なので、「学んで問い、問うて学ぶ」という意味の「学問する」というタイトルに変更した。
- 2) イギリス政府が集団免疫政策を考えたことに関しては 犠牲やむなし、イギリス独自のコロナ対策「集団免疫」で収束狙う | NewSphere (2020年12月13日閲覧)、参照。
<https://newsphere.jp/politics/20200317-1/>
- 3) このテドロスの発言に関しては、“集団免疫”獲得戦略は「非倫理的」WHO | 日テレNEWS24 (2020年12月13日閲覧) 参照。
<https://www.news24.jp/articles/2020/10/13/10740020.html>
- 4) John Rawls (1971), *A Theory of Justice*, Harvard University Press. (ジョン・ロールズ『正義論』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊国屋書店、2010年)を参照のこと。
- 5) この節は、星槎ジャーナルで以前(2020年5月4日付)発表した拙稿「星槎ジャーナル-星槎大学大学院 (seisa.ac.jp) と部分的に重複している」
<https://gred.seisa.ac.jp/other1/journal/>
- 6) 松下圭一(1975),『市民自治の憲法理論』岩波新書を参照のこと。

- 7) センに関しては、山脇直司 (2005) 『社会福祉思想の革新——福祉国家、セン、公共哲学』かわさき市民アカデミー出版部、同 (2017) 「センの経済思想と文明思想」 アマルティア・セン 『グローバリゼーションと人間の安全保障』加藤幹雄訳、ちくま学芸文庫 165-181 頁、および下記の注 21)、22)などを参照して頂ければ幸いである。
- 8) アンソニー・ギデンズ (1999) 『第三の道』佐和隆光訳、日本経済新聞社、186-197 頁を参照のこと。
- 9) 教皇庁正義と平和協議会編 (2009) 『教会の社会教説概要』マイケル・シーゲル訳、164-167 頁。
- 10) ノーム・チョムスキー 『秘密と嘘と民主主義』田中美佳子訳、成甲書房、2004 年、76-79 頁。
- 11) Michael Sandel (2020), *The Tyranny of Merit—What's Become of the Common Good?* Penguin random House, UK, pp.17-31.
- 12) *ibid.* pp.197-227.
- 13) Sandel (2020) マイケル・サンデル「バイデンが大統領選で勝っても、根本的な問題は消えない」 | クーリエ・ジャポン (courrier.jp) (2020 年 12 月 13 日閲覧) 参照。
<https://courrier.jp/news/archives/217431/>
- 14) 宇沢弘文が語る ヨハネ・パウロ二世 (3zoku.com) 朝日新聞 2010 年 5 月 20 日夕刊、および宇沢弘文 (2016) 『傑作論文全ファイル』東洋経済新報社、389-391 頁を参照のこと。
<http://james.3zoku.com/kojintekina.com/monthly/monthly100505.html>
- 15) 宇沢弘文 (2000) 『社会的共通資本』岩波新書、5 頁、宇沢弘文 (2016) 同上 412 頁。
- 16) 活私開公と無私開公に関しては、山脇直司 (2019) 「共生科学の哲学的基礎——公共哲学的観点から」山脇直司編『共生科学の構築のために——教育・福祉・国際・スポーツ』星槎大学出版会、16-27 頁を参照して頂ければ幸いである。
- 17) 斎藤幸平 (2020) 『人新世の資本論』集英社新書、3-4 頁。この新書は、久しく現れなかった日本の若手学者による稀にみる力作である。
- 18) セルジュ・ラトゥーシュ (2010) 『経済成長なき社会発展は可能か? ——脱成長とポスト開発の経済学』中野佳裕訳、作品社、同 (2013) 中野佳裕訳『脱成長は、世界を変えられるか?』作品社、同 (2020)、『脱成長』中野佳裕訳、白水社、を参照のこと。
- 19) ラトゥーシュ (2010) 064-083 頁、同 (2020) 38 頁以下、などを参照せよ。
- 20) ラトゥーシュ (2020) 117-125 頁。
- 21) アマルティア・セン (2000) 『自由と経済開発』石崎雅彦訳、日本経済新聞社。
- 22) アマルティア・セン (2006) 『人間の安全保障』東郷えりか訳、集英社新書。
- 23) 核兵器廃絶の SDGs への導入は、特に被爆国である日本が特に働き続けなければならない使命であらう。
- 24) 南博、稲葉雅紀 (2020) 『SDGs——危機の時代の羅針盤』岩波新書 v 頁。
- 25) 同上 第 4 章 117-149 頁。
- 26) 山脇直司 (2008) 『グローバル公共哲学』東京大学出版会、同 (2016a) *Glocal Public Philosophy—Toward peaceful and Just Societies in the Age of Globalization*, Lit, 同 (2016b) *The Significance and Roles of Glocal Public Philosophy for World Peace*, *Sophia Journal of Asian, African, and Middle Eastern Studies*/ No.34, pp.059-070.
- 27) 山脇直司 (2019) 「平和で公正な社会のための関係的人間像」『共生科学』第 10 巻、5-11 頁。
- 28) ブータンの GNH をグローバルな視点で考えるための文献としては、タクル・S・ボーデル (2018) 『マイグリーンスクール 幸せを目指すブータンの学校』細田満和子訳、星槎大学出版会などが挙げられる。
- 29) 山脇直司 (2008) 『社会とどうかかわるか』岩波ジュニア新書、129-134 頁。